

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和7年12月号 vol.134



11月初め、今年も福岡市内のタチノミスト(立呑み店舗をスタンプラリーで巡る企画)イベントに参加してきました。

参加店舗は前回は10店舗近く上回る81店舗、そして今回からは韓国でも参戦された店舗がありました。さすがに、韓国まではスタンプラリーは行けないよね～と思っていましたが、たまたま隣り合わせになったタチノミストの中には、明日から韓国です！と話す強者がいて驚きました。

ここまで来ると一つのカルチャーですね。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

来年の令和8年10月から、消費税のインボイスの仕入税額控除の経過措置が変わります。1年を切った今、自社の取引について見直しをしていく必要があるかもしれません。

”インボイスの仕入税額控除の経過措置が80%→50%に変わります”

インボイス制度が始まってから、インボイスを発行していない事業者からの仕入れについては、本来は消費税の仕入税額控除ができません。ただ、一定期間だけ仕入税額控除の一部を認める経過措置が用意されています。

この経過措置が、令和8年10月から縮小されます。

【経過措置の内容】

インボイスのない仕入れでも以下の割合の仕入税額控除が認められています。

- ・令和5年10月～令和8年9月 仕入税額の80%
- ・令和8年10月～令和11年9月 仕入税額の50%
- ・令和11年10月～ 原則どおり控除不可

つまり、これまではインボイスがなくても消費税の8割は控除できたものが、令和8年10月からは半分しか控除ができなくなります。

【今後見直しが必要になりそうなポイント】

- ・取引先にインボイス発行予定があるか確認する。
- ・インボイスをもらえない取引先を把握する。
- ・必要に応じて仕入先の見直しを検討していく。

「今月の本の紹介」

「1945最後の秘密」
(三浦 英之 著・集英社)

戦後80年の今年最後にご紹介するのに相応しい一冊だと思います。

これまであまり公にされてこなかった真実が書かれた衝撃のノンフィクションです。

太平洋戦争という時代に「人はどう生きようとしたのか」7つの物語を通して描かれています。

世界中で戦争が起こっている今、もう一度、戦争について考え直してみるために読んでもらいたい作品です。

「気まぐれ簡単レシピ」

<根菜のスープ鍋>

- ・豚バラ薄切り肉 150g →5cm幅に切る
- ・ごぼう 1/3本 →ピーラーでさががきにする
- ・にんじん 1/5本 →せん切り
- ・長ネギ 1/2本 →せん切り
- ・昆布 1枚、みりん 大2、薄口しょうゆ 大2、水 1と1/2カップ (A)

①豚肉をボウルに入れ熱湯を注ぎ、1分置き取り出す。

②鍋に(A)を入れ中火にかけ、煮立ったらごぼう、にんじん、

①を入れ、弱火で5分にある。

③長ネギを加え、ひと煮し、こしょうを少々振る。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所